

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっています。

この度、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 1 7 9 号）が令和 8 年 5 月 2 7 日に公布され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償額について、改正が行われたため、これに合わせて改定を行います。

2 改正の概要

国の基準改定に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償額を 3 1 5, 0 0 0 円から 3 3 0, 0 0 0 円に改めます。

3 施行期日等

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

- ア この条例による改正後の丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。
- イ 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。